

大分県中小企業・小規模事業者応援金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者が、大分県内での事業の継続や雇用維持、新しい生活様式への対応等を支援するため、大分県や日本政策金融公庫等が実施する新型コロナウイルス関連融資を受けた場合等に、大分県中小企業・小規模事業者応援金(以下、「応援金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「新型コロナウイルス関連融資」とは、以下の融資をいう。

(大分県制度資金)

- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金
- ・がんばろう！おおいた資金繰り応援資金

(日本政策金融公庫融資)

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資)
- ・新型コロナウイルス対策衛経融資

((株)商工組合中央金庫融資)

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付

(2)「持続化補助金」とは、以下のいずれかをいう。

- ・小規模事業者持続化補助金(一般型・コロナ特別対応型)公募要領に基づく補助金
- ・大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金

(3)「持続化補助金の採択を受けた者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・大分県内での事業活動のために小規模事業者持続化補助金(一般型・コロナ特別対応型)公募要領に基づく補助金の採択通知を受けた者
- ・大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定通知を受けた者

(対象者)

第3条 この応援金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)大分県内に事業所がある者のうち、令和3年6月30日までに新型コロナウイルス関連融資が実行された法人又は個人事業者

(2)2020年1月1日以降に大分県内で創業した者のうち、持続化補助金の採択を受けた者

(応援金の額)

第4条 この応援金の交付上限額は、前条第1項第1号にかかる法人は70万円、個人事業者は35

万円とし、前条第1項第2号にかかる対象者は35万円とする。また、交付額は下記のとおりとする。

(1)前条第1項第1号にかかる法人

- ① 70万円(②、③に該当するものを除く)
- ② 令和3年2月13日までに応援金を申請し、30万円の給付を受けたもの 40万円
- ③ 令和3年2月13日までに応援金を申請し、50万円の給付を受けたもの 20万円

(2)前条第1項第1号にかかる個人事業者

- ① 35万円(②、③に該当するものを除く)
- ② 令和3年2月13日までに応援金を申請し、15万円の給付を受けたもの 20万円
- ③ 令和3年2月13日までに応援金を申請し、25万円の給付を受けたもの 10万円

(3)前条第1項第1号にかかる個人事業者として給付を受けた後、会社設立により法人化し、当該個人事業者にかかる新型コロナウイルス関連融資の債務を承継した事業者

- ① 前条第1項第1号にかかる個人事業者として15万円の給付を受けたもの 55万円
- ② 前条第1項第1号にかかる個人事業者として25万円の給付を受けたもの 45万円
- ③ 前条第1項第1号にかかる個人事業者として35万円の給付を受けたもの 35万円

(4)前条第1項第2号にかかる対象者

- ① 35万円(②、③に該当するものを除く)
- ② 令和3年2月13日までに応援金を申請し、15万円の給付を受けたもの 20万円
- ③ 令和3年2月13日までに応援金を申請し、25万円の給付を受けたもの 10万円

(応援金の交付申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、令和3年6月30日までに、大分県電子申請システムにより、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。ただし、前条第1項第1号の②、③、第2号の②、③、及び第4号の②、③にかかる申請の場合は、次に掲げる書類は不要とする。

(1)第4条第1項第1号の①又は第2号の①に該当する場合

①大分県制度資金の場合

ア (法人) 直近の事業年度の法人県民税・法人事業税領収証書の写

イ (個人事業者) 令和元年度または令和2年度の個人事業税領収証書の写

ただし、上記書類(「ア」または「イ」)によることができない場合、以下のうちいずれか1つ

- ・2020年分又は2019年分の確定申告書類控えの写
- ・納税証明書(直近1年分)の写
- ・大分県内の事業所にかかる建物の賃貸借契約書の写
- ・大分県内の事業所にかかる不動産登記簿謄本(建物)の写

ウ 口座情報のわかる書類(通帳等の写)

エ その他知事が必要と認める書類

②日本政策金融公庫融資の場合

ア 当該融資にかかる「お支払額明細書」または「返済約定書」の写

イ (法人) 直近の事業年度の法人県民税・法人事業税領収証書の写

ウ (個人事業者) 令和元年度または令和2年度の個人事業税領収証書の写

ただし、上記書類(「イ」または「ウ」)によることができない場合、以下のうちいずれか1つ

・2020年分又は2019年分の確定申告書類控えの写

・納税証明書(直近1年分)の写

・大分県内の事業所にかかる建物の賃貸借契約書の写

・大分県内の事業所にかかる不動産登記簿謄本(建物)の写

エ 口座情報のわかる書類(通帳等の写)

オ その他知事が必要と認める書類

③(株)商工組合中央金庫融資の場合

ア 当該融資にかかる「証書貸付実行計算書兼返済予定表」および「利子補給金入金予定表」の写

イ (法人) 直近の事業年度の法人県民税・法人事業税領収証書の写

ウ (個人事業者) 令和元年度または令和2年度の個人事業税領収証書の写

ただし、上記書類(「イ」または「ウ」)によることができない場合、以下のうちいずれか1つ

・2020年分又は2019年分の確定申告書類控えの写

・納税証明書(直近1年分)の写

・大分県内の事業所にかかる建物の賃貸借契約書の写

・大分県内の事業所にかかる不動産登記簿謄本(建物)の写

エ 口座情報のわかる書類(通帳等の写)

オ その他知事が必要と認める書類

(2)第4条第1項第3号に該当する場合

・「履歴事項全部証明書」(法人登記簿)の写

・新型コロナウイルス関連融資の債務を承継したことがわかる書類

・法人としての口座情報のわかる書類(通帳等の写)

・その他知事が必要と認める書類

(3)第4条第1項第4号の①に該当する場合

・持続化補助金の採択通知または交付決定通知の写

・(法人)「履歴事項全部証明書」(法人登記簿)の写

・(個人事業者)税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写

・口座情報のわかる書類(通帳等の写)

・その他知事が必要と認める書類

2 第1項による申請が当該システムにより難しい場合は、大分県中小企業・小規模事業者応援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に第1項に掲げる書類を添えて、郵送による申請も可能とする。(令和3年6月30日までの消印有効とする。)

なお、第4条第1項第1号の②、③、第2号の②、③、第3号、及び第4号の②、③にかかる申請が当該システムにより難しい場合は、大分県中小企業・小規模事業者応援金追加交付申請書兼請求書(様式第2号)により、郵送による申請も可能とする。(令和3年6月30日までの消印有効とする。)

(応援金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、応援金の交付の可否を決定するものとする。また、交付を決定した場合は、申請者に応援金を交付する。

(応援金の返還)

第7条 知事は、偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けた者に対しては、応援金の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和2年6月10日から施行する。

附則

改正後の要領は、令和2年7月3日に施行し、令和2年6月10日から適用する。

附則

改正後の要領は、令和2年9月29日に施行し、令和2年10月1日から適用する。

附則

改正後の要領は、令和2年12月14日に施行し、令和2年10月1日から適用する。

附則

改正後の要領は、令和3年1月5日から施行する。

附則

改正後の要領は、令和3年2月15日から施行する。

附則

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。